

松原市事業系一般廃棄物指定袋取扱店募集案内

本市では、平成22年10月1日から事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の有料化(指定袋制)を実施します。これに伴い、事業系一般廃棄物に係る処分手数料を徴収し、本市が指定するごみ袋（以下「指定袋」という。）を市内事業者に交付(販売)する事務を委託するものです。

1 指定袋取扱店

- (1) 本市と本市収納事務を受託する収納事務受託者及び取扱店による3者協定の締結を行い、処分手数料を徴収し、指定袋を交付(販売)していただきます。(有料指定袋取扱店については、指定袋取扱店の名称、所在地等を広報誌及び市ホームページにおいて周知します。)
- (2) 主な業務
 - ① 指定袋の保管及び交付並びに処分手数料の徴収
 - ② 指定袋の在庫管理と発注
 - ③ 指定袋の納品数に応じた処分手数料の納付
(納品数=交付数(販売数)とみなします。)
- (3) 指定袋取扱店の表示
指定袋取扱店を示す標札(ステッカー)を提示していただきます。

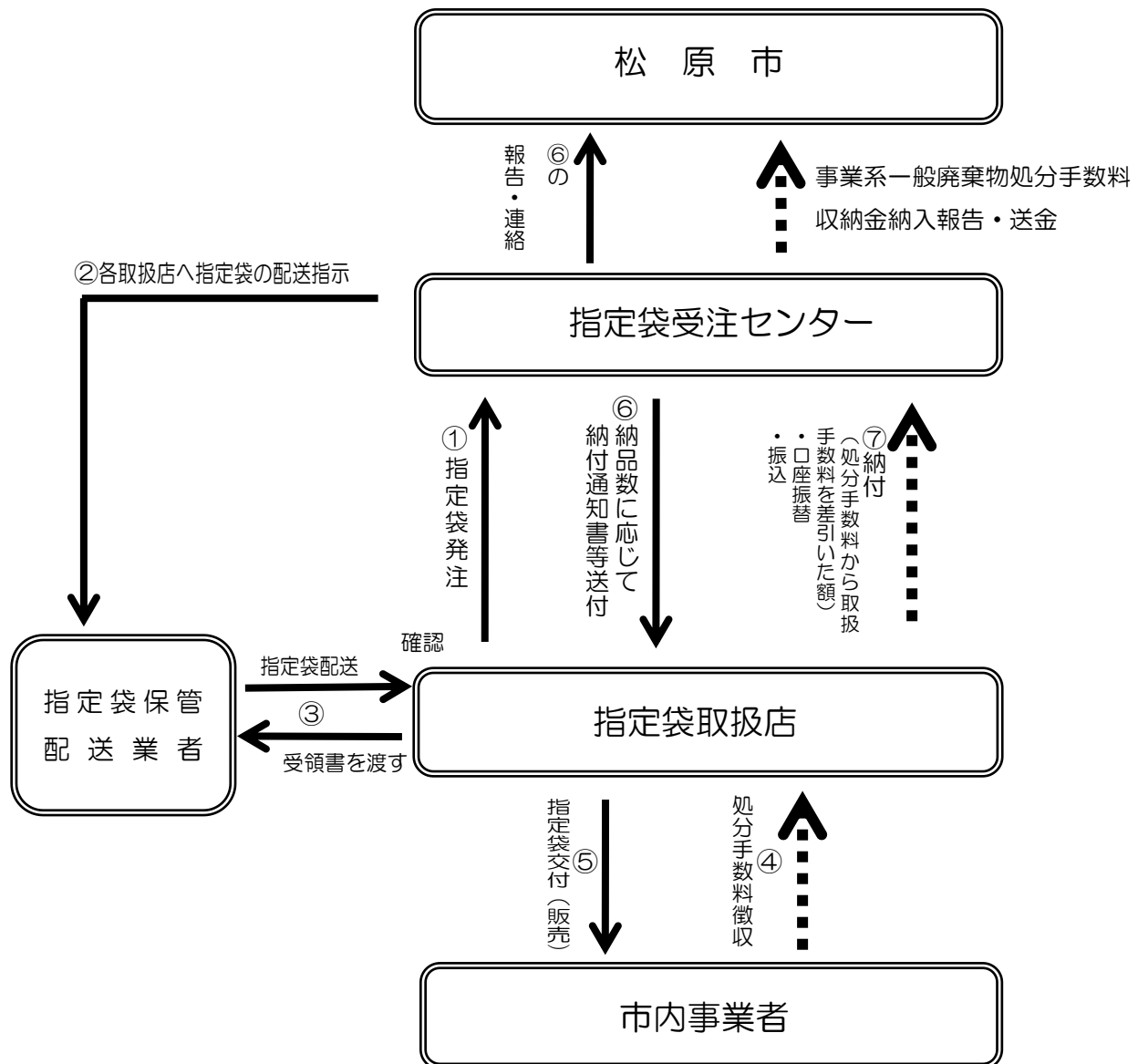
2 取扱う指定袋の種類及び徴収する手数料の額

種類	容量	交付(販売)単位 (処分手数料)	発注単位 1箱単価	取扱手数料5% 消費税及び地方消費税を含む	差引き納付額
指定袋	30ℓ	1組10枚 (700円)	1箱(500枚) 35,000円	1箱あたり 1,750円	33,250円
	45ℓ	1組10枚 (1,100円)	1箱(300枚) 33,000円	1箱あたり 1,650円	31,350円
	70ℓ	1組10枚 (1,800円)	1箱(300枚) 54,000円	1箱あたり 2,700円	51,300円

3 指定袋の交付に当たっての注意事項

- (1) 指定袋の販売は、商品の売買ではありません。指定袋の「価格」は条例で定める「事業系一般廃棄物処分手数料」ですので、値引きや景品等として交付(販売)することは出来ません。また、1枚単位の交付(販売)は、出来ません。
- (2) 上記の徴収手数料には、別途消費税及び地方消費税を加算することは出来ません。
- (3) 事業者から不良品の申し出があった場合は、確認の上、交換してください。ただし、不良品以外の事由による返品や交換は出来ません。
- (4) 指定袋の適正な管理を怠る等、指定袋取扱店としてその責めに帰すべき事由(盗難、紛失等を含む)により、指定袋が破れ、汚れ、又は紛失した場合は、その損害の賠償として、指定袋の交付(販売)単位ごとに、当該指定袋の交付価格に相当する額を損害額として本市にお支払いいただきます。
- (5) 指定袋の取扱手数料は、各種、各サイズともに、取扱価格の5%(消費税及び地方消費税を含む。)です。

4 「事業系一般廃棄物指定袋及び処分手数料」事務の流れ



- ① 指定袋取扱店（以下「取扱店」という。）は本市が定めた受注管理収納委託会社（以下「指定袋受注センター」という。）に指定袋の発注をします。
- ② 指定袋受注センターは指定袋保管・配送業者に取扱店への配送指示をします。
- ③ 取扱店は配送された指定袋を確認して、受領書を配送業者に渡し、納品書を受取ります。
- ④ 取扱店は本市条例に基づく事業系一般廃棄物処分手数料を事業者から徴収します。
- ⑤ 取扱店は事業者に指定袋を交付（販売）します。
- ⑥ 指定袋受注センターは月末に配送実績に基づき「納品確認書兼納付通知書などの書類一式」を取扱店に送付します。（納品数＝交付数とみなします。）
- ⑦ 取扱店は指定袋受注センターより送付された「納品確認書兼納付通知書などの書類一式」に記載された納付金額（処分手数料から取扱手数料を差引いた額）を指定日（毎月20日）に納付します。
 ※ 口座振替の場合、指定日に指定口座より引き落とします。
 ※ 振込みの場合、振込用紙により指定日（毎月20日）までに納付していただくことになります。

5 募集対象

(1) 小売店

松原市内で生産者等から買い上げた商品を個々の消費者へ直接販売している店舗
例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、
その他食品・日用品等の小売店

(2) 事業系一般廃棄物（可燃ごみ、不燃物及び粗大ごみに限る。）の収集又は運搬を行うことができる松原市の許可業者

6 申込資格

下記の①から⑦までのすべての条件を満たすこと。

- ① 店舗については、長時間（概ね8時間以上）営業していること。
- ② 3種類（30L用、45L用、70L用）全ての指定袋を取り扱うこと。
- ③ 会計事務等、本市の事務手続を遂行することができること。
- ④ 公金、指定袋の適正な管理をすることができること。
- ⑤ 本市より立入調査や受注管理収納会社による在庫調査に常時対応できること。
- ⑥ 本市が実施する「指定袋制」の趣旨を理解し、協力するものであること。
- ⑦ 市税を滞納していないこと。

7 提出書類（3種類）

- (1) 松原市事業系一般廃棄物指定袋取扱申込書 1部
- (2) 店舗の所在地を示す地図 1部
(○店舗所在地の地図 1部 ○店舗外観の写真 1枚)
- (3) 市税の直近年度納税証明書（個人：市民税 法人：法人市民税）

8 申込方法

提出書類をそろえ、所定額面の切手を貼付した返信用封筒（角2封筒A4用紙が入るもの）に申込者の住所、氏名、郵便番号を記入）を添えて、松原市市民生活部環境業務課（下記10の問い合わせ先参照）に郵送又は、持参してください。

なお、提出書類に不備等がある場合については、修正していただく場合がございますのでご注意ください。

9 審査結果の通知

提出されました申込書類をもとに、本市で審査の結果、上記6の申込資格のすべてを満たす者に対して協定書等関係書類を発送します。また、審査の結果、この申込資格を満たさない者には、その旨を書面にて通知します。

なお、取扱店としての業務開始日は、協定締結等に問題がなければ、申込みいただいた日から約2週間経過後になります。

10 問い合わせ先

〒580-0005 大阪府松原市別所9-1-6 松原市市民生活部環境業務課
TEL：072-332-8483 FAX：072-337-1056

松原市事業系一般廃棄物指定袋取扱申込書

平成 年 月 日

松原市長殿

住 所

申込者

氏 名

印

(法人の場合は、代表者氏名・名称)

電話番号

次のとおり、松原市事業系一般廃棄物指定袋取扱店の指定を受けたいので申込します。

店 舗 情 報	店舗名称又は屋号	
	所在地	〒
	担当者	
	電話番号	
	FAX 番号	
	パソコン設置状況	有・無 電子メールアドレス_____
	主な取扱商品	
	休業日	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 年中無休 その他 ()
	営業時間	午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
	事業開始年度	明治 大正 昭和 平成 年 月 開業 営業年数 年 ヶ月 (平成 年 月現在)
	従業員数	名

松原市事業系一般廃棄物指定袋取扱店となる店舗所在地図

住所：

店舗外観写真